

論文審査の要旨  
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 ( 文学 ) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	西野 友一郎 (Yuichiro NISHINO)
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) Fulke Greville and His Literary Critiques of Court Corruption in the Jacobean Government			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)	教授 吉中 孝志		
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	教授 井内 太郎		
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	教授 大野 英志		
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	助教 古田 拓也	(社会科学研究科)	
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	教授 岩永 弘人	(東京農業大学)	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本博士論文は、英国初期近代の政治家であり詩人であるフルク・グレヴィル (Fulke Greville, 1554-1628) の作品に内包された政治批判、特にジェームズ1世 (King James VI and I, 1566-1625) に対する批判を、テキストの精読を通して実証的に浮き彫りにしたものである。従来のグレヴィル研究では、ジェームズの政治に対するグレヴィルの批判は、主に散文作品である『サー・フィリップ・シドニーへの献呈』(A Dedication to Sir Philip Sidney, 1652) に内包されていることが指摘されてきた。しかし本論文では、グレヴィルの散文作品のみならず韻文作品である詩集『シーリカ』(Caelica, 1633) や戯曲作品『ムスタファ』(Mustapha, 1633) を含む全作品を、大英図書館所蔵の手書き原稿にまで射程を広げ、内包されるジェームズへの批判を、詩人の伝記的な要素と照合しながら実証主義的に論じたものである。</p> <p>第1章では、『ムスタファ』がジェームズ朝の宮廷を表象する作品として再解釈できる可能性を提示し、ジェームズが持つ臣民の父としての側面と皇太子ヘンリーの父親としての側面とが一致すべき族長主義的君主論の二面性が、国王ソリマンのそれと同様に分裂していると論じている。さらに、次期国王として周囲から期待されていた息子のムスタファがソリマンによって処刑されたことで民衆はソリマンによる陰謀論を噂し、暴動を起こすが、その描写を皇太子の夭折だけではなく、臣民に人気のあった息子に嫉妬したジェームズによる毒殺という噂と、その後が発生したイギリス議会の混乱と重ねている。</p> <p>第2章では宗教の観点から、グレヴィルがジェームズによるウィリアム・ロード (William Laud, 1573-1645) への依怙最員に対して批判的であったこと、それによって英国アルミニウス主義が英国国教会に浸透していくことに対する批判が、『君主論』(A Treatise of Monarchy, 1670) だけではなく『シーリカ』の宗教詩にも内包されていることを論じている。さらに、グレヴィルの『宗教論』(A Treatise of Religion, 1670) がロード体制下の検閲によって削除される根拠となった箇所を精査しながら、同時期に執筆された『シーリカ』の宗教詩との関連を新たに指摘することで、これまで等閑視されてきたグレヴィルの英国アルミニウス主義への批判を新たに提示している。</p> <p>第3章において興味深いのは、グレヴィルがいわば「郷愁の政治学」とでも呼べる方法を用いたことを指摘したことである。王権神授説を主張し、国王主権を振りかざすジェームズに対し、臣民に共感するグレヴィルは、国王の財政政策に対する批判を『サー・フィリップ・シドニーへの献呈』だけではなく、『君主論』でも展開したが、それを亡きエリザベス1世を理想の君主として賛美すること</p>			

で、現国王が君主として劣っていることを暗示的且つ対照的に批判する方法を取った、と論じているのである。

第4章では、グレヴィルの財務大臣としての経験が詩の創作に影響を与えたことを、『シーリカ』のウォリック版マニュスクリプト (Add MS 54570) に残されたグレヴィル直筆の下書きを基に分析している。特に『シーリカ』のソネット 94 番の手書き原稿を、削除や加筆の制作過程に着目して解釈した箇所は特筆すべき研究成果である。そこでグレヴィルは、租税徴収に関する臣民からの批判が財務大臣である自分に向けられていることを暗に国王の責任であると非難していると論じている。

結章では、すべての章を総括するとともに、グレヴィルのジェームズ朝における宮廷腐敗への批判が自身の墓に「国王ジェームズの相談役」並びに「罪の戦利品」と刻むことにつながった可能性を論じている。

時に歴史的、政治哲学的概念の認識や用語の使い方などに不正確さが見られるという課題は残るものの、資料収集能力には秀でたものがあり、総じて達意の英語表現で論じられた稀有のグレヴィル論として、高い水準を示すものである。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)